

三原市議会議員

まさとき

# とくしげ政時



## 活動報告

令和6年12月議会号(第28号)



穏やかな陽射しに包まれた令和7年のお正月、皆さまにはいかがお過ごしになられましたでしょうか。お正月の風物詩の一つとして欠かせないのが箱根駅伝ですが、今年も本市出身の原晋監督が率いる青山学院大学は、大会新記録で2年連続8回目の総合優勝を達成。チームを優勝争いの常連校に育て上げながらも決して驕り高ぶらない原監督を、“実るほど頭が下がる稲穂かな”のお手本として謙虚に生きようと、決意を新たにさせられたお正月でした。

とくしげ政時後援会〒723-0064 三原市西宮一丁目15番7号電話番号：0848-62-5804 (ファックス兼)

**お知らせ掲示板**  
市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

**高齢者対象 / インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防の定期接種が始まります**

令和7年1月31日(金)までに1回  
接種する意志が確認できる、次のいずれかに該当する市民

- ◎ 接種日に65歳以上の人
- ◎ 接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に重篤な障害がある人(おおむね身体障害者手帳1級相当)

【その他】  
● 予防接種券は送付しません。  
● タクシー料の追加はありません。  
● 対象者であっても接種期外に接種した人など、定期接種に該当しない場合は全費自己負担です。

◎ 接種料 接種券 1,500円  
新型コロナウイルス感染症 2,100円  
※接種後に対応の払い戻しはできません。  
※生活保護世帯または市民府県保健世帯の人は無料です。  
※介護保険料滞付通知を発生した人、市外の医療機関で接種する人は事前に接種会場に問い合わせが必要です。

図1.高齢者を対象としたワクチン接種の案内 (広報みはら令和6年10月号より)

**令和6年度高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種使用ワクチンについて**

今年度、高齢者を対象とした新型コロナウイルスワクチンの定期接種では、オミクロンJ.N.1系統及びその下位系統の株に対応したワクチンで、次の表にあるワクチンを使用します。

三原市内の実施医療機関が使用するワクチンについては、令和6年度三原市内実施医療機関をご覧ください。

【令和6年度高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種についてはこちら】

※それぞれのワクチンの特徴や副作用等については、接種者向けパンフレットをご覧ください。

各ワクチンのパンフレットは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページに掲載されているものです。さらに詳しい情報を知りたい方は、下記のリンク先の独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページをご覧ください。

ワクチンの分類	mRNA	mRNA (レプリコン)	糖鎖スタンパク
製造販売業者	ファイザー	モルナリ・ジャパン	第一三共
販売名	コメナティ	スパイクバックス	ダイナブレイク
接種者向けパンフレット	<a href="#">パンフレット [PDEファル/1.17M]</a>	<a href="#">パンフレット [PDEファル/4.57K]</a>	<a href="#">パンフレット [PDEファル/2.759K]</a>
資料掲載ホームページ	<a href="#">ホームページ</a>	<a href="#">ホームページ</a>	<a href="#">ホームページ</a>

図2.高齢者を対象としたワクチン接種の案内 (本市ホームページより)

私たちの生活に甚大な影響を与えた新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナ)は、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが2類から5類に変更されました。その対策として、令和5年度末まで7回にわたって実施されたのが、費用の全額を公費で負担したワクチン接種(以下、特例臨時接種)でした。広報みはら10月号(図1)や本市ホームページ(図2)からも分かるように、昨年10月1日からは高齢者を対象とする新たな対策として、**新型コロナウイルスワクチンの定期接種が始まりました。**

しかし、一昨年の第4回定例会や昨年の第2回定例会では、ワクチン接種による健康被害を訴える多くの市民の皆さまの声を受けたたり、幅広く情報収集されたりした同僚の角広寛議員から、新型コロナウイルスに対する懐疑的な見地からの質問がありました。議長から「根拠の有無が明確でない事柄について発言され

**Y!ニュース**

コロナワクチン接種の死亡事例含む48件を認定 - 厚生労働省の予防接種審査分科会

12/16(月) 13:42 配信

厚生労働省は、疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会の新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第三部会(12日開催)の審議結果を公表した。新型コロナウイルスワクチンを接種した105件について、予防接種と疾病・障害などとの因果関係を審議し、48件を認定、56件を否認した。保留は1件だった。

請求内容は、「障害年金」が最も多く37件(認定11件)。それ以外は「医療費・医療手当」が34件(認定20件)、「死亡一時金・葬祭料」も同じく34件(認定17件)だった。今回の審議結果を含め、進達受理件数は1万2,532件。うち認定件数は8,598件、否認は2,796件。保留件数は14件となる。

図3.健康被害に関する報道 (ヤフーニュースより)

ているように感じております。不適切と疑われます部分につきましては、後刻録音を調査の上、必要があれば措置をいたします」などの指摘があった後で、発言の一部が会議録から削除されました。私に対しても市民の皆さまから様々な問合せがありましたし、**ワクチン接種による健康被害を伝える報道(図3)**も目にしておりましたので、今後の教訓や議論の根拠とするためにも、ワクチン接種の実態を確認しなければならぬと考えたので、昨年12月議会では新型コロナウイルスに絞った質問をしました。

まずは、昨年10月1日から始まった、高齢者を対象とする新型コロナウイルスワクチンの定期接種に関する質疑をご紹介します。

**問** 定期接種の接種者数・接種率の速報値は。

**答** 接種者数は、接種月の翌々月に国保連合会から送付される接種者の予診票で確認することとなるため、現時点(12月6日)では不明である。

※ 議会終了後に連絡がありましたので、10月末時点の速報値を表1(次ページ)に示します。

**問** 副反応などについての報告状況は。

**答** 現時点(12月6日)では無い。  
 なお、副反応の疑いがある症例は、予防接種法に基づく報告が医師等によって独立行政法人医薬品医療機器総合機構へなされた後、都道府県を通じて市町村に情報提供されることとなっている。

**問** 諸外国における新型コロナウイルスワクチンの接種状況および新型コロナウイルスへの罹患状況は。

**答** インターネット上には様々な情報が掲載されているが、それらは公的な機関が統一的な基準で各国の状況を調査したものではなく、正確に比較検討できる情報ではないため、回答できない。

**問** 定期接種に対する本市の見解は。

**答** 国は、①ワクチンの有効性と安全性が確認されること、②予防する疾患が社会に大きな影響を与えること、③ワクチン接種によって社会全体の感染拡大を抑制できること、④費用対効果などを検討した結果、ワクチンの定期接種化を決定した。

本市は、重症化リスクを下げるため、定期接種は65歳以上の高齢者と60歳から64歳の呼吸器や免疫機能

などに重い障害がある人にとって必要と考える。



昨年10月から始まった、高齢者を対象とする新型コロナウイルスワクチンの定期接種に関する質疑の紹介は、以上となります。

引き続き、費用の全額を公費で負担した特例臨時接種に関する質疑の紹介に移ります。

なお、令和2年度から同5年度までの、同事業の予算額・決算額・執行率は、表2に示した通りでした。

**問** 各年度の、製造販売業者別のワクチン配付と使用の実績は。

**答** 市として把握可能な、市が配付を受けたワクチン数と三原市民の接種実績は、製造販売業者別に表3の通りである。

**問** ワクチンの配付と使用実績についての回答の前提条件に、「市として把握可能な、市が配付を受けたワクチン数と三原市民の接種実績」とあるが、市として把握できない数字が存在する理由は。

**答** 住所地以外でも接種できたため、本市の人による市外での接種や、市外の人による本市での接種を把握できないためである。

**問** 製造販売業者を問わない、月別の接種傾向は。

**答** ①新たなワクチンの配付を受けた時期の接種が多い、②集団接種を実施した月の接種者数が多い、③接種回数を重ねることに接種者が減少しているの3点が挙げられる。

**問** オミクロン株対応ワクチンの接種が始まった5回目を除き、回数を重ねることに接種者が減少している理由をどう考えているか。

表1. 高齢者を対象とする新型コロナウイルスワクチンの定期接種の速報値

製造販売業者	ファイザー	武田薬品	第一三共	計	
販売名	コミナティ	ノババックス	ダイチロナ		
60歳代	141	0	15	156	
70歳代	464	2	47	513	
80歳代	470	3	41	514	
90歳代	208	7	41	256	
100歳代	10	1	1	12	
計	1,293	13	145	1,451	
※ 令和6年10月接種分				接種率	4.6%

表2. 新型コロナウイルスワクチン接種事業費の年度別予算・決算額 (千円)

	予算				決算			翌年度繰越額
	現年度	繰越明許	流充用額	計	支出済額	支出内訳		
						現年度	繰越明許	
令和2年度	116,000	0	0	116,000	36,700	36,700	0	79,300
令和3年度	1,297,500	79,300	0	1,376,800	980,429	921,938	58,491	375,562
令和4年度	700,000	375,562	0	1,075,562	760,679	389,814	370,865	280,512
令和5年度	270,700	280,512	-462	550,750	347,521	180,034	167,487	5,003

予算総額：約31億1,900万円、決算総額：約21億2,500万円、残余総額：9億9,400万円執行率：約68.1%

**問** 重症化リスクの高い高齢者を除き、①新型コロナウイルスウイルスが徐々に弱毒化したこと、②60歳以上など対象が限定された回があったため、若年層の接種が減ったこと、③令和5年5月に感染症法上の位置づけが5類になったことなどを理由に接種者が減少したと推測している。

**問** 各回別の接種の傾向は。

**答** 表4の通りである。

**問** 表4でモデルナを見たとき、受入数よりも接種者数が6千人以上も多くなっているのは何故か。

表3. 各接種回別の傾向

	接種者数	接種の多い時期
初回	約 140,000 人 (市民の7割超)	令和3年5月 ～10月
第2回	約 42,000 人	令和3年12月 ～同4年3月
第3回	約 30,000 人	令和4年7月 ～8月
第4回	約 40,000 人	令和4年11月 ～12月
第5回	約 20,000 人	令和5年5月 ～6月
第6回	約 23,000 人	令和5年10月 ～11月

表4. 製造販売業者別のワクチンの実績

○ファイザー

年度	受入数(人分)	接種者数(人)
令和2年度	※	1,243
令和3年度	161,805	161,444
令和4年度	101,008	74,805
令和5年度	36,130	36,759
合計	298,943	274,251

○モデルナ

年度	受入数(人分)	接種者数(人)
令和3年度	34,420	30,906
令和4年度	15,300	25,055
令和5年度	15,150	15,574
合計	64,870	71,535

※ 職域接種や市外の大規模接種会場で使われる傾向にあった

○武田薬品

年度	受入数(人分)	接種者数(人)
令和4年度	160	127
令和5年度	300	4
合計	460	131

※ 大人・小児・乳児用すべてを含む

表5. 年代別の接種回数別の接種者数

(単位:人)

年代	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	延べ回数
10代未満	22	440	244	92	36	0	0	834
10代	35	2,235	2,154	1,005	256	3	1	5,689
20代	52	2,062	2,720	1,264	407	69	46	6,620
30代	60	2,029	2,538	1,391	641	135	124	6,918
40代	49	2,161	3,163	2,361	1,176	266	314	9,490
50代	36	1,199	2,530	3,026	2,114	410	492	9,817
60代	21	393	977	1,289	2,470	2,458	3,187	10,795
70代	26	202	292	382	680	866	3,674	6,122
80代	52	495	599	672	1049	1241	4,993	9,101
90代	43	301	381	352	496	499	1,609	3,681
100歳以上	3	27	34	20	25	29	49	187
合計	399	11,544	15,632	11,864	9,350	5,976	14,489	69,254

表6. 月別の特例臨時接種の人数

(単位:人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1月	0	4,601	3,876	763
2月	5	15,238	1,467	491
3月	1,238	27,301	720	295
4月	3,390	9,652	82	
5月	10,080	4,219	5,797	
6月	28,913	1,523	14,628	
7月	39,586	8,467	2,577	
8月	29,589	22,363	711	
9月	15,407	5,884	1,055	
10月	14,288	4,696	15,239	
11月	2,284	14,559	7,953	
12月	1,404	22,561	2,747	

※令和6年3月まで  
特例臨時接種終了

表7. 月別の感染者数

(単位:人)

	令和3年	令和4年	令和5年
1月	19	565	3,469
2月	2	716	1,196
3月	0	518	398
4月	36	1,169	246
5月	91	560	67
6月	3	255	
7月	93	861	
8月	176	4,861	
9月	39	1,629	
10月	6	875	
11月	1	2,453	
12月	1	3,793	

※2類→5類のため  
統計方法が異なる

症) についての質疑をご紹介します。

本市における特例臨時接種の概要を確認できましたので、引き続き、新型コロナウイルスの後遺症(以下、ワクチン後遺症)についての質疑をご紹介します。



問 ワクチン後遺症にはどのような症状があるか。

答 比較的起こりやすいものとしては、一時的な発熱、接種部位の腫れや痛みなどがある。

また、重い健康被害としては、アナフィラキシーショック、心筋炎や血栓症などがある。

問 本市でも3名の方が健康被害救済制度の対象者とのことだが、テレビや新聞などでも報じられた(図6)ように昨年9月の段階で、新型コロナウイルスによる健康被害が認定された人の数は、過去45年間における全てのワクチンによる健康被害が認定

問 本市におけるワクチン後遺症が認定された方々について、個人が特定されないような配慮されたうえで、健康被害や支援の状況はどうなっているか。

答 アナフィラキシーショックや嘔吐症を訴えておられる3名の方が認定され、医療費と医療手当が給付されている。

問 現在、厚労省で新型コロナウイルスの健康被害についてのデータ収集・分析がな

答 先ほどの説明とも関連するが、モデルナのワクチンは市外で接種した人が多いためである。

問 年代別、回数別の接種の傾向は。

答 表5の通りで、10代から30代では2回から4回、40代と50代は3回から5回、60代は5回から7回の接種者が多く、70代以上では7回全てで接種者が多い傾向にある。

問 ワクチン後遺症には、どのような救済制度があるか。

答 国による予防接種健康被害救済制度(図4)があり、申請から認定・支給までの流れは、図5(次ページ)の通りである。

問 本市におけるワクチン後遺症が認定された方々について、個人が特定されないような配慮されたうえで、健康被害や支援の状況はどうなっているか。

定された人の数の累計を上回っている。

誰一人取り残さない市政の実現のためにも、来年度予算が審議される年明け最初の定例会では、健康被害を訴えておられる方々への支援のみならず、新型コロナウイルス後遺症はもちろん、ワクチン後遺症の調査費を予算に反映していただきたいが、市長の見解は。

予防接種健康被害救済制度に基づく  
新型コロナワクチンの審議状況

令和6年12月26日現在

- 申請に対する認否の状況
 

受理件数	12,639件
認定件数	8,683件
否認件数	2,888件
現在の保留件数	5件
- 死亡一時金または葬祭料、障害年金及び障害児養育年金に係る件数
  - ①死亡一時金または葬祭料
 

受理件数	1,607件
認定件数	939件
否認件数	483件
保留件数	0件
  - ②障害年金
 

受理件数	711件
認定件数	175件
否認件	352件
保留件数	3件
  - ③障害児養育年金
 

受理件数	23件
認定件数	1件
否認件数	16件
保留件数	0件



厚生労働省



厚生省ホームページ

「疾病・障害認定審査会  
感染症・予防接種審査分科会  
新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害  
審査第二部会 審議結果」より

図7. 予防接種健康被害救済制度の審議状況  
(厚生省ホームページより)

健康な方に接種されるワクチンに、普通の医薬品よりも高い安全性が求められるのは当然のことですが、ワクチンに対する否定的な意見を発する人に対して【反ワク(反ワクチン)】のレッテルが張られる雰囲気は厳然と存在することもあって、健康被害を訴えられずにいる方もおられることと確信しております。

だからこそ、新型コロナワクチン後遺症のみならず、新型コロナ後遺症に関する調査費を年明け最初の定例会で審議される来年度予算に計上されるよう提案いたしました。厚生労働省が公表する



されている。

本市は、厚生労働省が公表した情報の収集に取り組み、必要な情報を周知することで、市民の皆さまの健康と安全を守りたい。

引き続き、様々な相談にシツカリと寄り添い、対応したいと考えています。



図3や図6に示したように、新型コロナワクチンを接種したことによる健康被害を訴える方、その訴えが認定される方は、私が出発に立った昨年12月6日以降も増え続けており、厚生労働省の公開している情報を確認したところ、昨年末(12月26日)時点で、左の図7に掲げた通りとなつておられることをお知らせいたしますので、皆さまから

情報の収集と、必要な情報の周知に留まり、積極的に取り組む姿勢は全く示されませんでした。

シツカリと寄り添い、対応するためにも、予算を計上しなければならぬと考えているのは、私だけではないでしょう。

率直なご意見を  
お聞かせいただ  
ければと思つて  
おります。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものです。健康被害(身体にわたる障害)が生じた場合は、救済を受けることができます。

予防接種(定期接種、臨時接種)による健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済が受けられます。

救済の種類

医療費で医療を受けた場合	医療費及び医療手当
障害が予測された場合	障害児養育年金または障害年金(18歳以上)
亡くなった場合	葬祭料、死亡一時金(20歳)

申請の受付

申請方法は必要書類を郵送またはオンラインで提出することができます。

図4. 予防接種健康被害救済制度の案内  
(厚生省ホームページより)

新型コロナウイルスワクチン(健康被害)の認定数  
過去45年の全ワクチンの累計を超える

COVID-19 ワクチン  
ワクチンに関する厚生労働省の最新情報。

さらに詳しい情報を Google で

【健康被害救済制度】新型コロナワクチン、過去認定総数計を超える

図6. ワクチンによる健康被害の報道  
(サンテレビ YouTube チャンネルより)

給付の流れ

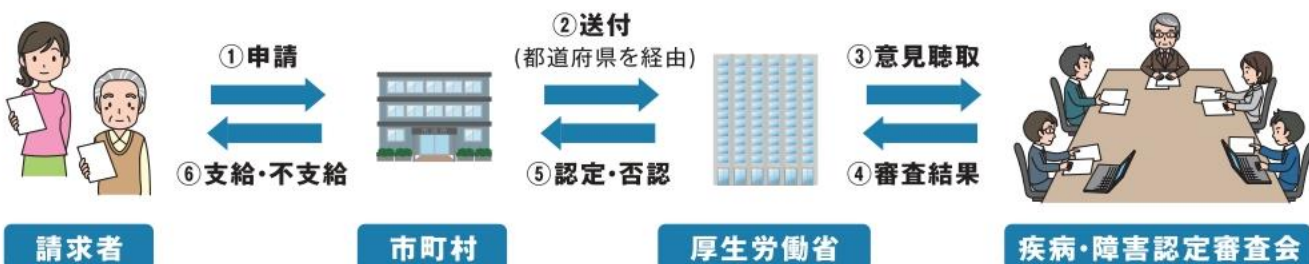


図5. 予防接種健康被害救済制度による申請から認定・至急までの流れ(厚生省ホームページより拡大)